

令和7年12月25日

正組合員・准組合員 各位

札内農業協同組合

出資に対する未払配当金のお取り扱いについて

平素より札内農業協同組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

民法上、出資未払配当金(配当金支払請求権)については10年を経過した場合、時効により消滅する旨が定められております。当農協はこの定めに従い、10年を経過した出資未払配当金について、令和8年6月以降、お支払いしないことといたしましたのでお知らせ致します。

当農協に出資頂いている組合員さまに対し、年度毎の決算の結果、剰余金が生じた場合に総会の承認を得たのち、出資額に応じた配当金を指定された口座にご入金させていただいておりますが、指定口座の解約等で配当金が未払となっている場合がございます。

お心当たりのある組合員さまは、令和8年5月29日(金)までに当農協管理部にて、未受領の配当金受け取り手続きをしていただきますようお願い致します。

以上